明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働五九）　一
○公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働・国土交通一）　三
○株式会社日本貿易保険の会計に関する省令の一部を改正する省令（経済産業一六）　四
○経済産業省関係福島復興再生特別措置法施行規則及び特許法施行規則の一部を改正する省令（同一七）　四
○地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇）　六
○水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境三）　六
〔告　示〕
○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件（総務一一三）　四
○地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習規程等の一部を改正する告示（厚生労働一〇一）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通二二六）　五
○民間訓練試験空域を指定する告示の一部を改正する件（同二二七）　七
○規制が適用される時間及び航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件（同二二八）　五
〔官庁報告〕
国家試験
令和二年度ＩＴパスポート試験合格者（経済産業省）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続終了決定、建設業の許可の取消処分関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一〇
地方公共団体
公示送達関係　一〇
会社その他
会社決算公告　一〇

省令

○厚生労働省令第五十九号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条第一号から第三号までの規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十五日

厚生労働大臣　田村　憲久